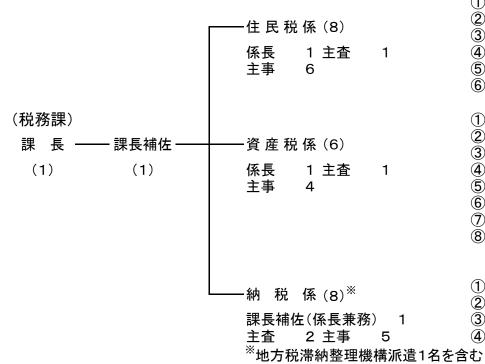
## 税務機構(平成28年10月1日現在)



『事務分掌』

- ① 個人市民税及び個人県民税に関すること。
- ② 法人市民税に関すること。
- ③ 市たばこ税に関すること。
- ④ 入湯税に関すること。
- ⑤ 所得証明に関すること。
- ⑥ 課の庶務に関すること。
- ① 土地の評価に関すること。
- ② 家屋及び償却資産の評価に関すること。
- ③ 固定資産税及び都市計画税に関すること。
- ④ 軽自動車税に関すること。
- ⑤ 鉱産税に関すること。
- ⑥ 特別土地保有税に関すること。
- ⑦ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ⑧ 資産証明に関すること。
- ① 市税の収納に関すること。
- ② 個人県民税の収納に関すること。
- ③ 市税及び個人県民税の滞納督促、整理及び処分に関すること。
- ④ 納税証明に関すること。

固定資産評価員 1(副市長)